

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第11号

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）<u>第8条第4項</u>の規定に基づき、扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(扶養親族に係る届出)</p> <p>第2条 <u>新たに香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。以下「条例」という。）第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、その旨を速やかに企業長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として企業長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>第3条 企業長が職員から前条第1項の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。<u>同条第2項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>(扶養手当の支給方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 <u>扶養手当の支給は、職員が新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号。<u>以下「給与規程」という。）第9条第4項</u>の規定に基づき、扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(扶養親族に係る届出)</p> <p>第2条 <u>給与規程第9条第1項の届出は、扶養親族届（別記様式）によるものとする。</u></p> <p>第3条 企業長が職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。</p> <p>(扶養手当の支給方法)</p> <p>第7条 略</p>

その日の属する月) から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(企業長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で企業長が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(返還)

第9条 略

別記様式(第2条関係)

扶 養 親 族 届

香川県広域水道企業団企業長 殿

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程第2条第1項の規定に基づき届け
出ます。 年 月 日受理

略

(返還)

第8条 略

別記様式(第2条関係)

扶 養 親 族 届

香川県広域水道企業団企業長 殿

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程第9条第1項の規定に基づき届け出ま
す。 年 月 日受理

略

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。